

原規放発第1812173号
平成30年12月17日

関西電力株式会社
取締役社長 岩根 茂樹 殿

原子力規制委員会
NRA-Dd-18-004

核物質防護規定の遵守について（注意）

貴社大飯発電所において、防護区域等の出入口に係る防護措置の不徹底により、核物質防護上、重大事案に発展するおそれのある核物質防護規定遵守義務違反2件が認められました。

根本的な原因として、法令遵守に関する意識の不足、核物質防護の重要性に関する意識の不足及び業務管理に関する意識の不足が挙げられます。

核物質防護規定を遵守することは、法令で定められた事項であり、核物質防護措置を講ずる上で最も基本となる事項です。これを適切に行わなかったことは問題であり、当委員会としても誠に遺憾であるため、貴社に対し厳重に注意します。

今後、同様の事案が生じることのないよう、再発防止対策を確実に実施することを強く求めます。

なお、当委員会としては今後、核物質防護規定の遵守状況の検査等を通じ、貴社の再発防止対策の実施状況を確認していくこととします。

以上